

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成22年6月24日
【会社名】	株式会社スクロール
【英訳名】	Scroll Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 堀田 守
【本店の所在の場所】	静岡県浜松市中区佐藤二丁目24番1号
【電話番号】	053(464)1114(直通)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経営企画部長兼務人事総務部長 長田 隆利
【最寄りの連絡場所】	静岡県浜松市中区佐藤二丁目24番1号
【電話番号】	053(464)1114(直通)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経営企画部長兼務人事総務部長 長田 隆利
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 275,100,000円 (注)募集金額は、発行価額の総額であり、平成22年6月10日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	750,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

(注) 1. 平成22年6月24日(木)開催の取締役会決議によります。

2. 本募集とは別に、平成22年6月24日(木)開催の取締役会において、当社普通株式5,000,000株の一般募集(以下「一般募集」という。)を行うことを決議しております。また、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から750,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」といい、一般募集と併せて以下「本件募集売出し」という。)を行う場合があります。

3. 本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」という。)であります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項
オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	750,000株	275,100,000	137,550,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	750,000株	275,100,000	137,550,000

(注)1. 本募集は、前記「1 新規発行株式」(注)3.に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		野村證券株式会社	
割当株数		750,000株	
払込金額		275,100,000円	
割当予定 先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
	代表者の氏名	執行役社長兼CEO 渡部 賢一	
	資本金の額	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主	野村ホールディングス株式会社 100%	
当社との 関係	出資 関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成22年3月31日現在)	18,800株
	取引関係	一般募集の主幹事会社	
	人的関係	-	
当該株券の保有に関する事項		-	

2. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
3. 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額は、平成22年6月10日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	100株	平成22年7月30日(金) (注)2.	該当事項はあ りません。	平成22年8月2日(月) (注)2.

(注)1. 発行価格及び資本組入額については、平成22年7月5日(月)から平成22年7月8日(木)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額及び資本組入額とそれぞれ同一の金額といたします。

2. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、一般募集における払込期日の繰り上がりに応じて繰り上げることがあります。申込期間は、一般募集の払込期日の10営業日後の日であり、申込期間が最も繰り上がった場合は「平成22年7月27日(火)」となります。また、払込期日は、一般募集の払込期日の11営業日後の日であり、払込期日が最も繰り上がった場合は「平成22年7月28日(水)」となりますのでご注意ください。

3. 本第三者割当増資においては全株式を野村證券株式会社に割当て、一般募集は行いません。

4. 野村證券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。

5. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社スクロール 本店	静岡県浜松市中区佐藤二丁目24番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社静岡銀行 浜松営業部	静岡県浜松市中区田町322-7

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
275,100,000	2,000,000	273,100,000

(注)1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額は、平成22年6月10日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限273,100,000円については、本第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額1,821,000,000円と合わせ、手取概算額合計上限2,094,100,000円について、1,200,000,000円を平成22年7月末日に返済期限を迎える短期借入金の返済に充当し、残額を当社の仕入資金等の運転資金に充当する予定であります。当該借入金は、平成22年4月23日付けで当社が株式会社イノベートを当社の連結子会社とした後に、同社の債務返済のための貸付金として、当社が銀行借入を行ったものであります。

運転資金は平成22年度中に支出する予定であります。

なお、株式会社イノベートの概要は以下のとおりです。当該内容は、後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第69期事業年度)に記載された「第一部 企業情報 第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」を抜粋して記載したものであります。

(重要な後発事象)

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

当社は、平成22年4月15日開催の取締役会において、株式会社イノベート(本社：島根県浜田市、代表取締役社長：吉本雅則)の株式を取得することを決議し、平成22年4月23日を効力発生日として同社の株式の87.7%を取得いたしました。その結果、同日付をもって株式会社イノベートは当社の連結子会社となりました。

(1) 株式取得の目的

当社は、アパレル・ファッション雑貨を中心としたカタログ及びインターネットを通じた通信販売を主力事業としており、将来的には既存事業の発展及び新規事業の積極的な展開によるファッションEC企業を志向しております。

株式会社イノベートは、F1層(20代から30代の女性)を主な対象顧客として、国内・海外のブランド化粧品をインターネットサイト「コスメランド」において販売しております。このサイト店舗は、楽天市場に出店しており、過去連続して「ショップ・オブ・ザ・イヤー」のジャンル賞を獲得しております。

この度の株式取得は、商品ジャンル及びEC事業の拡充を図り、グループの収益力の向上及び多様で強固な事業基盤の確立を目指すものであります。

(2) 異動する子会社の概要(平成21年10月31日現在)

- a. 名称 : 株式会社イノベート
- b. 本店所在地 : 島根県浜田市熱田町1015番地3
- c. 代表者の役職・氏名 : 代表取締役社長 吉本雅則
- d. 事業内容 : 化粧品小売
- e. 資本金 : 36,250千円
- f. 設立年月日 : 1955年(昭和30年)4月26日
- g. 大株主及び持株比率 : 吉本雅則(同社 代表取締役社長) 320株 87.7%
島根新産業創出投資事業有限責任組合 45株 12.3%
- h. 最近3年間の経営成績及び財政状態

	平成19年10月期 (百万円)	平成20年10月期 (百万円)	平成21年10月期 (百万円)
純資産	217	285	480
総資産	786	1,459	1,953
1株当たり純資産(円)	594,939	782,510	1,315,262
売上高	3,157	4,655	6,099
営業利益	75	216	349
経常利益	83	209	325
当期純利益	53	68	194
1株当たり当期純利益(円)	147,265	187,571	532,751
1株当たり配当金(円)			

(3) 取得株式数、取得価額及び取得後の持分比率

- a. 取得株式数 : 320株
- b. 取得価額 : 1,176百万円
- c. 取得後の持分比率 : 87.7%

(4) 支払資金の調達及び支払方法

支払資金の調達は銀行借入及び自己資金により、支払方法は一括支払いとなります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出し等について

当社は、平成22年6月24日(木)開催の取締役会において、本第三者割当増資とは別に、当社普通株式5,000,000株の一般募集(一般募集)を行うことを決議しておりますが、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から750,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。本第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主より借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために行われます。

また、野村證券株式会社は、本件募集売出しの申込期間の終了する日の翌日から本第三者割当増資の払込期日の5営業日前の日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第69期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成22年6月24日）までの間において変更及び追加がありました。

以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については_____ 〆で示しております。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成22年6月24日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成22年6月24日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 生産国の経済状況

当社グループの営業収入のうち、重要な部分を占める通信販売事業に関して、取り扱う商品の大部分は中国等、アジア地域で生産されているため、生産国における経済状況の変化等、予期せぬ事象により、商品製造や品質管理体制に問題が生じた場合、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 為替レートの変動

当社グループが通信販売事業で取り扱う商品の生産国における通貨価値の上昇は、生産国における製造と調達コストを押し上げる可能性があります。特に、中国においては、元高傾向が続く場合には中国生産商品の原価の上昇につながると考えられ、その結果、当社グループの利益率を低下させることが想定されます。また、当社グループは為替相場の変動リスクを軽減するため為替予約によるヘッジを行っておりますが、大幅な為替相場の変動があった場合は、業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 原材料コストの変動

当社グループのコア事業である通信販売事業においては、カタログ用紙や商品の梱包資材の材料として紙を使用しております。また、お客様への商品等のお届けについてはトラック等の輸送手段を用いております。今後、紙市況の影響によってカタログ用紙や梱包資材のコストの増加や、原油価格の高騰等による輸送コストの変動が生じた場合は、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 主要取引先との営業取引

当社グループは、日本生活協同組合連合会と営業取引を行っておりますが、その取引額は、当社グループの営業取引額全体の約25%を占めております。さらに、個別の生協等との直接取引を加えた生活協同組合全体としての営業取引額は、当社グループの営業取引額全体の約56%に至っております。予期せぬ事象等により、日本生活協同組合連合会あるいは個別の生協等との取引が行えなくなった場合、当社グループの業績と財務状況に多大な影響を及ぼすことが考えられます。

(5) 個人情報保護関連

当社グループは、個人情報取扱事業者該当しており、各部門に個人情報保護のための担当者をおき、外部からの不正アクセス及びウイルス感染の防御、内部管理体制の強化等の対策を講じております。

万一、当社グループの保有する個人情報が漏洩した場合は、当社グループの信頼の失墜に繋がり、今後の営業活動に影響を及ぼす可能性があります。加えて、事後対応等に関するコストが発生し、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼすことが考えられます。

(6) 災害等による影響

当社グループの営業収入のうち、重要な部分を占める通信販売事業に関して、お客様からの受注処理及び商品の出荷業務を静岡県内で行っております。また、当社グループは、自然災害等による受注処理及び出荷業務への影響を最小限にするため、ネットワークの二重化、設備等の耐震補強、保守管理の徹底、災害時事業継続計画の実行を含めた対策を実施しております。静岡県内で大規模地震などが起こり、当社グループの情報システム、物流などの設備や従業員、周辺の交通・通信等の社会インフラ等に甚大な被害が生じた場合は、情報処理及び商品の出荷業務などに多大な影響を与え、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(7) システムリスク

当社グループの業務は、ほとんどすべてにおいてシステム化を行っているため、自然災害、ウイルスの侵入やサイバー攻撃等によるシステム障害、システムの不備、不正使用等、さまざまな要因がシステムに影響を及ぼすことが考えられます。コンピュータに関してトラブルが発生し復旧等に時間を要した場合、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、顧客からの注文についてもインターネットによるものが増加しており、インターネット関係にならぬかの障害が発生した場合、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 法的規制

当社グループの行う通信販売事業は、特定商取引に関する法律、割賦販売法、個人情報の保護に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)等による法的規制を受けております。そのため、当社グループは、内部統制システムに関する基本方針を定め、コンプライアンス体制の強化及び整備に努めております。万一これらに関する問題が発生し、又はこれらの法規の改正等により新たな規制が加わった場合などは、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 商品の安全性

当社グループの提供する商品については、独自の基準を設け、その品質向上に取り組むとともに関連法規の遵守に努めております。しかし、将来にわたり、販売した商品及びその広告表現等において、安全上の問題や表示上の問題が発生する可能性があります。このような問題が発生した場合、多額の費用が発生し、又は当社グループの信頼低下による売上の減少などが想定され、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 天候不順の影響

冷夏や長雨、暖冬などの天候不順や異常気象等による需要の変動は、当社グループが通信販売事業で取り扱う商品の売上に影響を与え、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 金融事業関連

当社グループの金融事業については、想定以上の利息返還請求などが発生した場合、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 企業買収

当社グループは、商品ジャンル及びEC事業の拡充を図り、グループの収益力の向上及び多様で強固な事業基盤の確立を目指すため、平成22年4月23日を効力発生日として株式会社イノベートの株式の87.7%を取得しました。その結果、同日付をもって株式会社イノベートは当社の連結子会社となりました。

当社は、株式会社イノベートの株式取得にあたり、対象となる同社資産の内容や事業についてデューデリジェンス(適正価値精査)を実施することにより、事前にリスクを把握するように努めております。しかしながら、事業環境や競合状況の変化などに伴って、当社グループが期待する利益成長やシナジー効果が目論みどおりに実現できない可能性があり、また今後、予期しない債務又は追加投入資金などが発生する可能性があります。

以上のようなリスクが顕在化した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第69期事業年度)の提出日(平成22年5月28日)以後、本有価証券届出書提出日(平成22年6月24日)までの間において、臨時報告書を提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

1 提出理由

平成22年5月28日開催の当社第69期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5

第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するもの
あります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成22年5月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役として、堀田守、長田隆利、田中富士夫及び岸本義之の4氏を選任する。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、中島悟氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並
びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案				(注)1	(注)2
堀田 守	189,381	390	0		可決(96.0%)
長田 隆利	189,428	343	0		可決(96.0%)
田中 富士夫	177,448	12,323	0		可決(90.0%)
岸本 義之	177,153	12,618	0		可決(89.8%)
第2号議案				(注)1	(注)2
中島 悟	189,475	282	0		可決(96.1%)

(注)1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案及び第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及
び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対す
る、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数の株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第69期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年5月28日 東海財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月2日

株式会社 ムトウ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 河西 秀治 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤田 和弘 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ムトウの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ムトウ及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4(3)に記載されているとおり、会社は退職給付引当金に関する会計方針について、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法を変更している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ムトウの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ムトウが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年5月28日

株式会社 スクロール
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 河西 秀治 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤田 和弘 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スクロールの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スクロール及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社スクロールの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社スクロールが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月2日

株式会社 ムトウ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 河西 秀 治 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 田 和 弘 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ムトウの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第68期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ムトウの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針4（5）に記載されているとおり、会社は退職給付引当金に関する会計方針について、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年5月28日

株式会社 スクロール
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 河西 秀 治 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 田 和 弘 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スクロールの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第69期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スクロールの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。